処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第11条第７項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の３（許可）、第11条第７項
処　分　基　準	クロスボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第５号の３の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持したときで、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110)
備　　考	